

学校感染症による出席停止について

医師から「学校感染症」（下記参照）と診断された場合は、以下のように対応してください。

- 1 診断をされたら学校にご連絡ください
学校保健安全法第19条により、出席停止扱いになります。
(但し、第三種その他の感染症については学校長が第三種感染症としての措置を取ると判断した場合)

(出席停止)

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

- 2 ・新型コロナウイルス感染症：「出席停止期間終了報告書（保護者記入）」
・インフルエンザ：「登校報告書（保護者記入）」
・新型コロナウイルス感染症以外、かつ、インフルエンザ以外：「登校許可書（主治医記入）」
該当する書類について、下記の方法でお受け取りください。
(1) 長野高校HPからダウンロード
(2) 学校へ取りに来る
(3) その他

◇治癒して登校する時に、担任に提出してください。

【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間】

	対象疾患	出席停止期間の基準
第一種	一類：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 二類：急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	五類：季節性インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱したあと2日を経過するまで
	五類：新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	五類：百日咳 ^{せき}	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで
	五類：麻疹	解熱したあと3日を経過するまで
	五類：流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹 ^{ちよう} が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	五類：風疹	発疹がすべて消失するまで
	五類：水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	五類：咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	二類：結核 五類：髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第二種感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、上記の期間であるが、病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

第三種	三類：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 五類：流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症：マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症等（必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置を取ることができる）	校長が第三種感染症としての措置を取ると判断した場合は上記に準ずる

【参考】第三種その他の感染症について

第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。そのため、次に示した感染症は、子どものときに多くみられ、学校でしばしば流行するものの一部を例示したもので、必ず出席停止を行うべきというものではありません。

- (1) 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）
- (2) サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症
- (3) マイコプラズマ感染症
- (4) インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症
- (5) 溶連菌感染症
- (6) 伝染性紅斑
- (7) 急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）
- (8) EBウイルス感染症
- (9) 単純ヘルペス感染症
- (10) 帯状疱疹
- (11) 手足口病
- (12) ヘルパンギーナ
- (13) A型肝炎
- (14) B型肝炎
- (15) 伝染性膿痂疹（とびひ）
- (16) 伝染性軟属腫（水いぼ）
- (17) アタマジラミ
- (18) 疥癬
- (19) 皮膚真菌症 ①カンジダ感染症 ②白癬感染症、特にトングランス感染症